

持続可能な権利擁護支援モデル事業 プレ研修

～八尾市見守り推進事業（仮）について～

令和5年2月9日

八尾市 健康福祉部 地域共生推進課

高橋 啓

目次

01 八尾市の概要

02 モデル事業への取組みの経緯

03 本市のモデル事業について

04 参考資料

目次

01 八尾市の概要

02 モデル事業への取組みの経緯

03 本市のモデル事業について

04 参考資料

01 八尾市の概要

市制施行	昭和 2 3 年 4 月 1 日（平成 3 0 年 4 月から中核市に移行）
人口	2 6 2, 3 7 1 人（令和 4 年 1 0 月 1 日現在）
高齢者人口	7 4, 3 5 4 人
高齢化率	2 8. 3 %
世帯数	1 2 7, 2 2 7 世帯

- 地域包括支援センター「高齢者あんしんセンター」
直営型 1 か所、地域型 1 5 か所を設置
- 基幹相談支援センター（障がい者の総合相談）
直営で 1 か所、相談支援事業所として 4 か所
- 令和 3 年度から権利擁護支援における中核機関として、
市社会福祉協議会に権利擁護センター
「ほっとネット（ほっとかれへんネットワーク）」を設置



目次

01 八尾市の概要

02 モデル事業への取組みの経緯

03 本市のモデル事業について

04 参考資料

02 モデル事業への取り組みの経緯

権利擁護支援を取り巻く現状と課題を

【高齢者の実態】

【障がい者の実態】

【日常生活自立支援事業の実態】

【権利擁護支援者の実態】

の4つの視点から考えていく。

02 モデル事業への取組みの経緯

【高齢者の実態】

- 後期高齢者数の伸びから、認知症高齢者数が増えており、認知症相談件数が増加。それに伴い権利擁護支援にかかる相談件数が増加している。
⇒本市では、地域包括支援センターを順次増設して対応しているが、人材確保等の相談体制の確立が課題。
- 単身世帯が増加し、家族の支援が得られず、第3者の支援が必要となる人が増加している。
- 金銭管理については、本人が管理出来ない場合に施設等が、同意を得て、金銭や通帳を預かる
ような例も実態としては存在する。
⇒利用者との利益相反的な関係となっている実態の解消が必要。
⇒金融機関窓口での取り扱いの変化から、本人以外は現金を引き出せない状況に。
(原則、後見人を付けてほしいとの対応となる。)
判断能力の低下した人は、施設等での預かりも困難な状況に。

成年後見制度や日常生活自立支援事業が必要とされる場面が加速度的に増加している。

02 モデル事業への取組みの経緯

【障がい者の実態】

- 精神障がい者の数が増加している。
 - ⇒ 支援を行う際に専門性等が今まで以上に求められる。
- 成年後見制度利用に対し、ハードルが高く感じている。
 - ⇒ 後見人業務に対し、親族が求める 支援内容に乖離がある。
 - ⇒ 一度、後見人が付くと外すことができないため、慎重な判断が求められる。

成年後見制度を頼れず、日常生活自立支援事業が必要とされる場面が増加している。

02 モデル事業への取り組みの経緯

【日常生活自立支援事業の実態】

- 契約者の内、精神障がい者の占める割合が年々増加しており、年間契約件数の増加に加え、専門的知識や対応に時間を要するケースが増えたことから受け皿としての限界が近づいている。

⇒ 支援者に求められる専門性等が今まで以上に求められる。

- 日常生活自立支援事業を実施している権利擁護センターの職員数にも限りある中で、現状待機者なしで運用しているが、日々の対応に追われている状況。

⇒ 書類の多さ等から事務が非常に煩雑になっており、事務手続きの簡素化も今後必要。

⇒ 金銭管理のニーズは高く、日常生活自立支援事業の必要性はあるが、制度の限界が見えてくる中で、新たな方策の検討が必要。

日常生活自立支援事業では増えゆくニーズに耐え切れなくなるため、別の支援策が必要と
なってくる。

02 モデル事業への取組みの経緯

【権利擁護支援者の実態】

- 専門職後見人が増え続けており、受任できる限界が近づいている。
- 八尾市は、大阪府内（大阪市・堺市を除く）でも市民後見人受任件数やバンク登録者件数は多い
- 市民後見人としての活動終了後に、次の受任までに登録の定年となり、これまで培った経験を活かす機会がなく退任となってしまう。（定年70歳）
 - ⇒ 受任待ちの市民後見人バンク登録者が多く、2回目の受任が難しい。
 - ⇒ 経験・意欲のある市民後見人（OB）が、市民後見人とは違ったかたちであっても貢献できる場を提供することにより、権利擁護支援の担い手の確保につながる。
 - ⇒ 市民後見人OBから、市民後見人としての活動は終了したが、他に何か携われる事がないかといった意見も出ている。
- 意欲があるにも関わらず市民後見人受任案件が少なく、受任するまでに時間が要してしまう（待機期間は1年から2年）。

権利擁護支援を行う人材は増えつつあるが、受け皿がまだまだ不足している。

02 モデル事業への取組みの経緯

【高齢者の実態】

成年後見制度や日常生活自立支援事業が必要とされる場面が加速度的に増加している。

【障がい者の実態】

成年後見制度を頼れず、日常生活自立支援事業が必要とされる場面が増加している。

【日常生活自立支援事業の実態】

日常生活自立支援事業では増えゆくニーズに耐え切れなくなるため、別の支援策が必要と
なってくる。

【権利擁護支援者の実態】

権利擁護支援を行う人材は増えつつあるが、受け皿がまだまだ不足している。



成年後見制度や日常生活自立支援事業に加えて新たな受け皿となる

権利擁護支援策が早急に求められる。⇒モデル事業を展開！！

目次

01 八尾市の概要

02 モデル事業への取組みの経緯

03 本市のモデル事業について

04 参考資料

03 本市のモデル事業について

① 事業ターゲット層について

② 全体スキームについて

③ おかねのみまもりについて

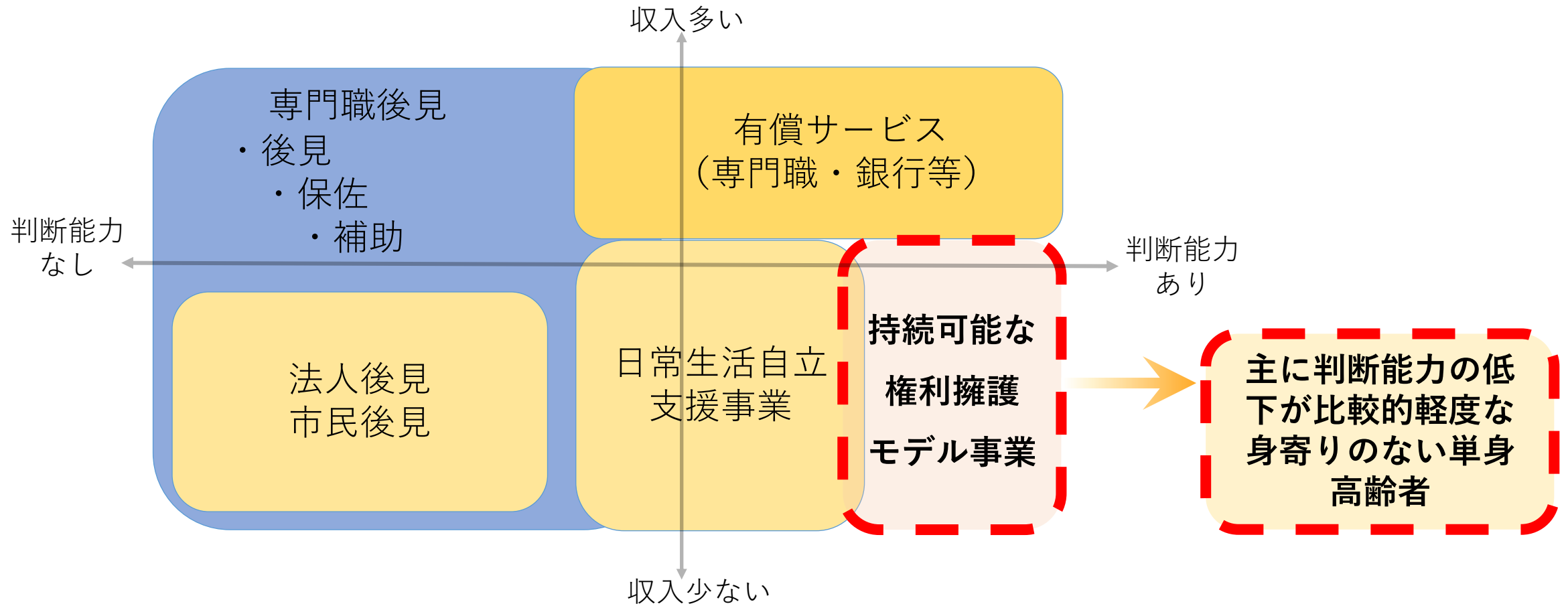
④ おもいのみまもりについて

⑤ 監督機関について

⑥ 事業のまとめについて

⑦ 事業の展開に向けて

① 事業ターゲット層について 1/2



日常生活自立支援事業	モデル事業
認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方（福祉サービスの利用援助、契約能力を有していることが必須）	認知機能の低下が比較的軽度である身寄りのないあるいは親族が遠方にしかおらず支援が受けられない単身在宅高齢者（福祉サービスの利用は問わない） ※知的・精神障がい者、施設入所者を除く。

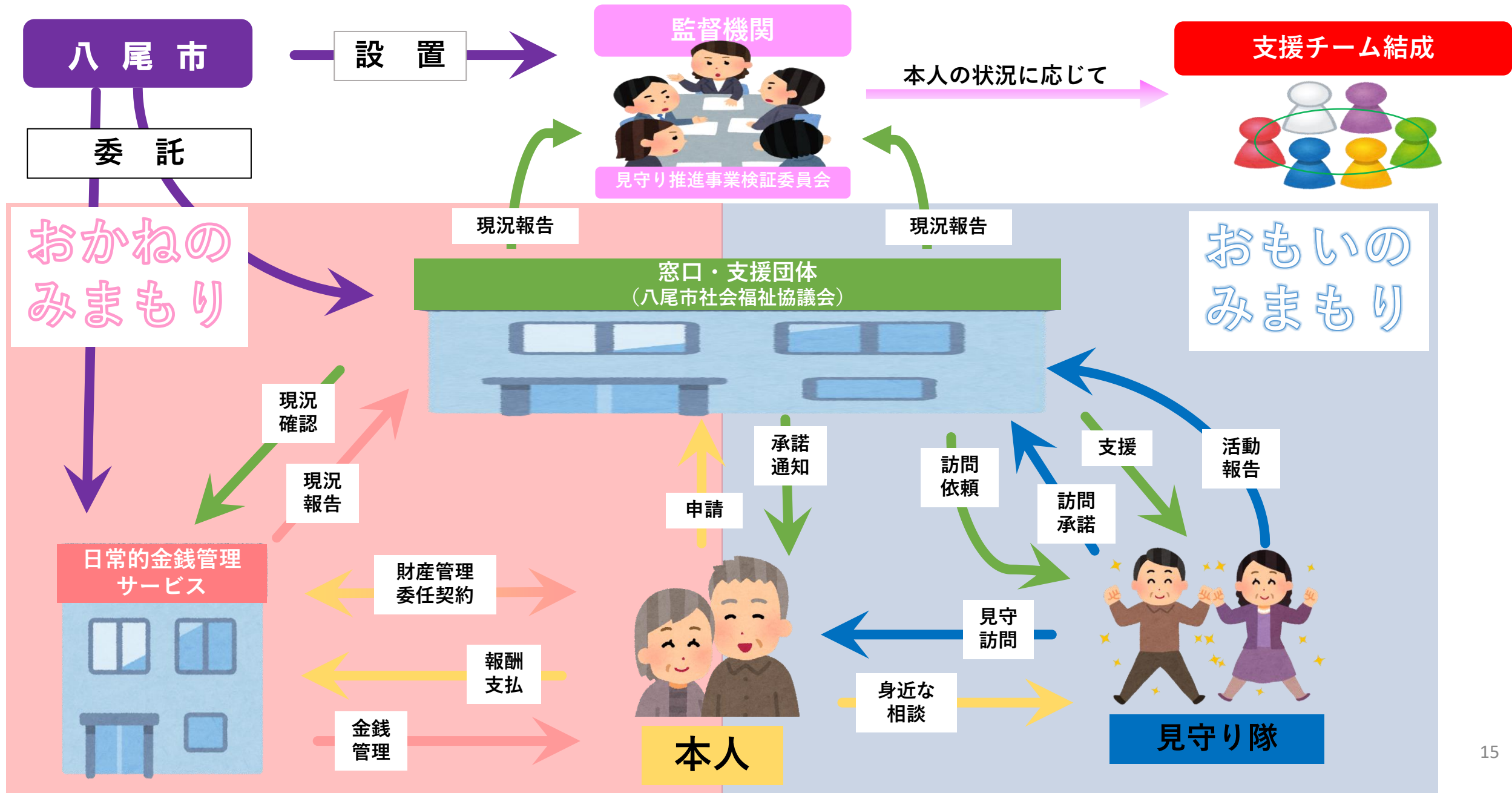
① 事業ターゲット層について 2/2

- モデル事業のニーズ把握を行うため、関係機関（社会福祉法人、特別養護老人ホーム、地域包括支援センター、ケアマネジャー等）に対してヒアリングを実施。
 - 原則、施設内での金銭や通帳の管理は行わないこととしているが、同意を得て、例外的に管理してしまっている例もある。
 - 本来施設での管理は好ましくないが、やむを得ず入居者の通帳や印鑑を管理し、入居費用や生活費の支払い等を行っている。
 - 在宅で生活されている方の中には、現金を家で保管していたり、通帳や印鑑を目につくところに置いていたり、将来的にその方の状態が悪化した際の金銭管理について不安に感じている方が多くいる。

モデル事業の利用者ニーズは一定あることが分かったが

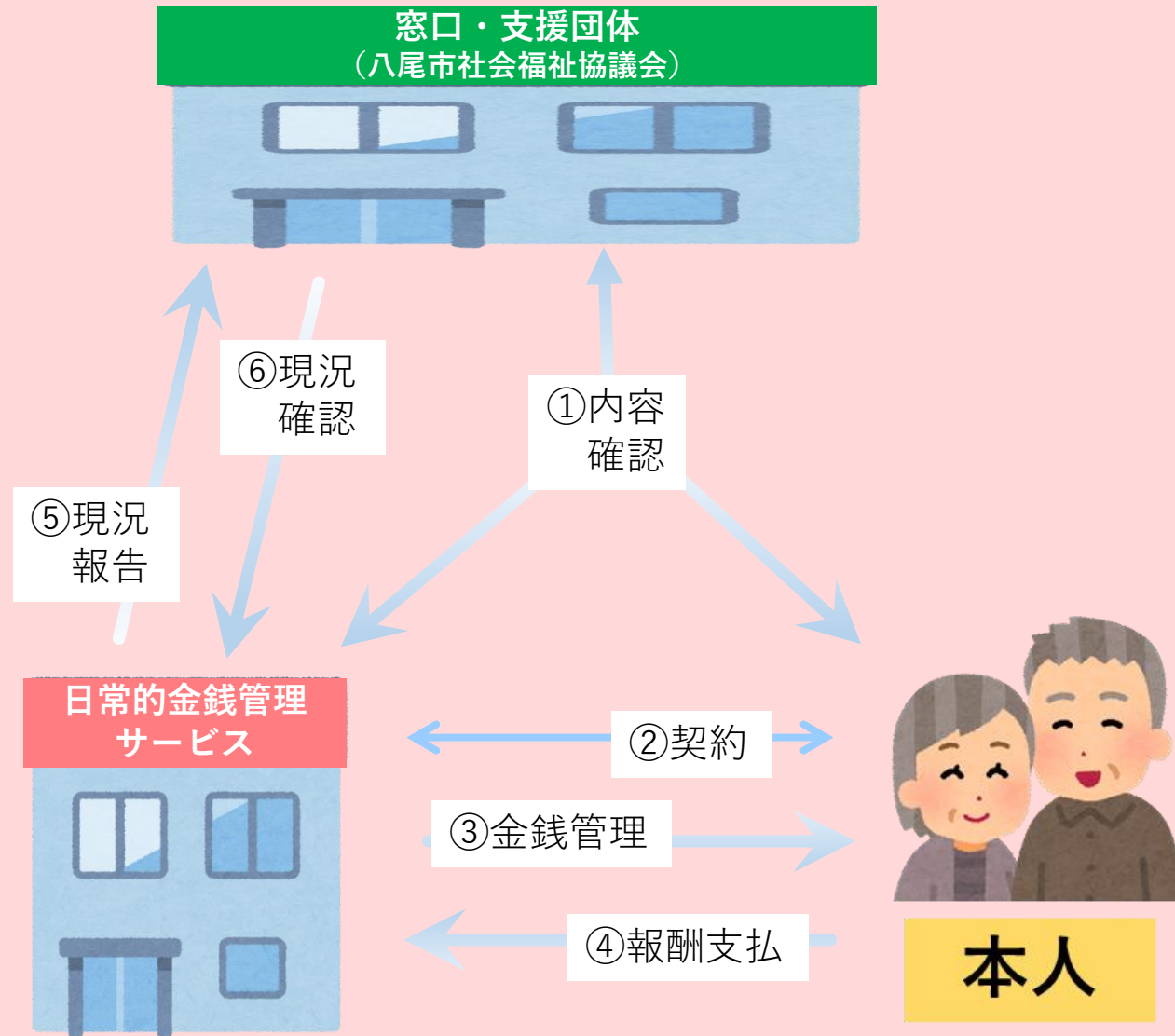
より具体的な利用者像を固めていくため、継続して関係機関との意見交換を行っている。

② 全体スキームについて



③ おかねのみまもりについて 1/2

おかねのみまもりのフロー図



フロー説明

- ① 本人・日常的金銭管理サービス提供者・窓口・支援団体の3者で金銭管理内容の確認
- ② 本人とサービス提供者でサービス契約
- ③ 契約に基づき金銭の保管・管理を実施
- ④ 金銭管理サービス事業者へ報酬の支払い
- ⑤ 窓口・支援団体へ数か月に1度現況報告
- ⑥ 窓口・支援団体は現況書類を確認

金銭管理メニュー（案）（本人の希望で決定）

メニュー1

- 本人の定期預金通帳の預かり

メニュー2

- 本人の普通預金通帳の預かり
※ 日々の生活費分は本人が管理し、比較的高額な預貯金のある通帳を預かる

メニュー3

- (本人が希望する) 保管が必要なものの預かり
① 不動産登記済証 (権利証) ② 国民年金・厚生年金保険証券 ③ 印鑑登録証 ④ 鍵 (貸金庫等)

③ おかねのみまもりについて 2/2

金銭管理における現状と課題

- 金融機関では窓口を縮小しており、認知症の疑いのある高齢者の方の対応に苦慮している。
 - 現状、認知症の疑いのある方の意向確認が取れない場合、後見制度を案内するしかない。
 - 本人に十分に説明をしたうえで金融商品を購入いただいたが、後から家族と加入について（なぜ高齢者にこのような金融商品を販売したのか等）トラブルになるケースがある。
 - 毎日窓口に取り出しに来られる、通帳の再発行を何度も行う（要手数料）等、長時間の対応が発生。
- 詐欺被害防止の観点等から、現金取り扱いの厳格化が進んでいる。
 - 本人以外が本人口座から現金を引き出すことを原則認めていない（代理人設定はあるが、日常生活自立支援事業者などに限られ、誰でも設定できるわけではない）。特に本人が入院等で窓口に行けない場合に、親族が来ても引き出せずトラブルに発展するケースがある。

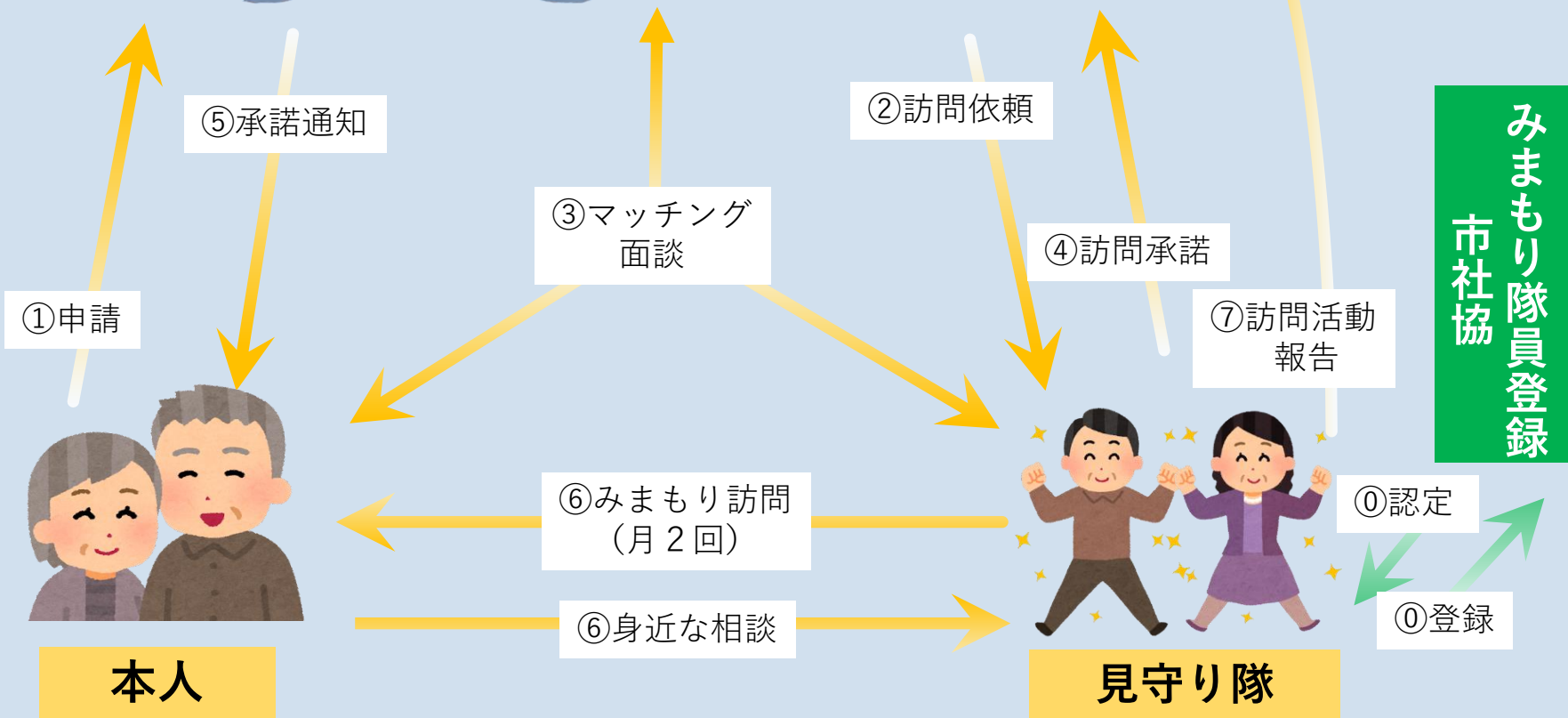
⇒どの金融機関においても、事業主旨については賛同いただけているが、事業参画については、非常にハードルが高い印象を持っている。（継続的に情報交換を行い参画できるよう投げかけ続けている。）
モデル事業の法的位置づけや金融庁等からの事業参画にかかる通知等による要請が求められる。

信用金庫・信託銀行・その他金融機関・生命保険会社へのヒアリング内容より抜粋

④ おもいのみまもりについて 1/3

おもいのみまもりの全体フロー図

窓口・支援団体
(八尾市社会福祉協議会)



フロー説明

- ① 本人から申請書を窓口・支援団体に提出
- ② 窓口・支援団体から見守り隊に訪問依頼
- ③ 本人、見守り隊、窓口・支援団体でマッチングのための面談
- ④ マッチングが成立したら見守り隊から窓口・支援団体に訪問の承諾
- ⑤ 窓口・支援団体から本人に申請に対する承諾通知
- ⑥ 見守り隊 みまもり訪問
本人 身近な相談
- ⑦ 見守り隊より本人への活動記録の報告

見守り隊

- ⑧ 隊員希望者が本事業に参画する場合は、市に登録を申請し、市が認定した者を見守り隊員とする。

④ おもいのみまもりについて 2 / 3

1. 役割

○本人と同じ生活者の視点をもつ地域住民や当事者が、日常的な金銭管理サービスを提供する事業者とは別の立場で、本人の日常的な金銭管理サービスの提供状況を見守り、社会生活における意思決定を支援することで、本人が安心して意思の形成、表明をすることができるようにする。

○利用者への訪問・見守確認（月2回程度）を通して、日頃からの丁寧なコミュニケーションをとり、関係性の構築に努める。

2. 見守り隊員について

○本事業がモデル的な位置付けの期間は、市民後見人バンク登録者・市民後見人OB等を担い手として登録いただき、事業にかかる研修等を通じた人材育成を行う。

○事業を広く展開していくにあたっては、民生委員・ボランティア活動者・民間事業者等が担い手となるようアプローチしていく。



④ おもいのみまもりについて 3 / 3

意思決定支援における現状と課題

- 市民後見人OB数名について、見守り隊としての事業参画について承諾いただき、現在、利用者の選定にあたって地域包括支援センターと協議のうえ、取り組み内容を精査中。
 - 市民後見人といった明確的に位置付けられた身分ではない中で取り組んでいただくため、支援内容を十分に精査したうえで確定していく必要がある。
 - これまで市民後見人として関わっていた方とは対象者像（モデル事業においては、基本的に在宅単身で生活が維持できている方）が異なることの理解をいただく必要がある。
 - 見守り隊の雇用形態（雇用契約・登録制等）や有事の際の保険加入等、安心して取り組んでいただけるための環境整備が必要。
- 市民後見人活動を積極的に取組んできた八尾市でも、市民後見人（OB）の数は限定的であり、今後事業を展開していくにあたっては担い手の確保が必須であり、以下の点について今後検討する必要性がある。
 - 有償ボランティアのスキームで広く担い手を確保する。⇒副業を認める等勤め先の理解も必要。
 - ターゲット層となり得る高齢者宅に訪問する機会のある生命保険会社等の事業所との連携。

⑤ 監督機関について 1/2

○監督機関について

- 本事業の監督機関として「八尾市見守り推進事業検証委員会（仮称）」を設置予定。
- 市と社協が連携しながら窓口団体として日々の事業を支援する中で生じた事象について、監督機関による専門的知見を有する第三者の立場から監督・助言・調査及び検討を行う。

○監督機関の役割（案）

（１）見守り推進事業のあり方に関する事項

- モデル事業として取り組む中で生じた課題や今後の進め方等について市・社協に対してご助言いただく。
例）事業展開時のスキームについて（金銭管理サービス事業者の役割等）、事務局側と監督機関との役割について

（２）個別ケースにおける専門的知見を要する事項

- 本人にとって重要な意思決定支援（一定額以上の契約や入院・入所手続きなど）の検討。
- 見守り隊からの報告内容をもとに、本人意思を最大限に尊重する必要があるが、その意思決定が本当に本人にとってベストな選択なのかを検証いただく。

⑤ 監督機関について 2/2

（３）個別ケースにおける金銭の履行状況等の進捗管理

- 金銭の履行状況の確認（社協にて月次報告等を受け付け、取りまとめのうえ委員会に諮るイメージ。）
- 内容に疑義等があり、意見を貰う必要がある場合は、個別案件として検証いただく。
- 転居や高額の出金等の必要性について客観的判断が必要な場合
現状、金融機関において1か月の生活費の目安と考えている30万円を超える出金や転居といった本人の生活への影響が大きいケースを想定。

（４）後見制度等他の制度やサービスへのつながり等の検討

- 見守り推進事業を行う中で、利用者の認知機能の低下等が見られ、成年後見制度・日自といった別制度へのつながりが必要な場合において、専門的知見からご助言をいただく。

（５）見守り推進事業に関し必要な事項

- 金銭管理サービス事業者の妥当性、契約解除の申し入れがあった際の対応。
- 利用者登録、認定、承諾、取消等の際の承認。

⑥ 事業のまとめについて

	おかねのみまもり	おもいのみまもり
対象者	認知機能の低下が比較的軽度である身寄りのないあるいは親族が遠方にしかおらず支援が受けられない単身在宅高齢者 ※当初プレ実施の間は知的・精神障がい者、施設入所者を除く。	
実施主体	社会福祉法人等 ・八尾市の指定を受けた介護保険サービス又は障がい福祉サービス事業者 ・八尾市の福祉関係委託業務を受けている事業者	見守り隊 ・本事業に参画できる市民の内、市が指定する研修等を受けた者で市に登録されている者
申請窓口	八尾市社会福祉協議会(窓口・支援団体)	
実施根拠	財産管理委任契約	見守り推進事業申込
役割等	・本人名義の通帳預り ・通帳以外の物品の預り ・残高等報告(四半期に1回)	・月2回程度の訪問 ・本人の要請に基づく追加訪問や各種手続きの同行等 ・意思決定が必要な場面での、本人側に立った意見の進言
後方支援	八尾市社会福祉協議会(窓口・支援団体)	
監督機関	八尾市見守り推進事業検証委員会(委員:3士会・市・市社協)	

⑦ 事業の展開に向けて

- 八尾市においては、令和4年度中に数件をプレ実施する中で、翌年度にかけて課題の洗い出しや効果検証等を行う予定をしているが、八尾市に限らず事業を広く展開していくにあたっては、多くの課題の整理が必要。

【見守り隊に関して】

市民後見人（またはこれに代わる機能）等の担い手を増やす必要。

- 市民後見人（OB）の活躍の場を増やす。
- 後見人ではないサポーターの養成が必要。

【金銭管理サービス事業者に関して】

金融機関が事業参画できるための体制整備が必要。

- 現金取り扱いの厳格化、窓口業務の縮小傾向にある現状。
- 金融庁等の国からの事業協力等の通知がない中では対応が難しい。

【その他】

- モデル事業の法的な位置づけの明確化⇒多様な主体が事業参画するにあたっては必要
- ターゲット層もプレ実施は単身在宅高齢者であるが、障がい者も含めることは必須となる。

目次

01 八尾市の概要

02 モデル事業への取組みの経緯

03 本市のモデル事業について

04 参考資料

04 参考資料

① 人口・世帯数推移

② 高齢者数の推移

③ 障がい者の現状（手帳所持者の状況）

④ 日常生活自立支援事業利用者の推移

⑤ 後見制度利用者の推移

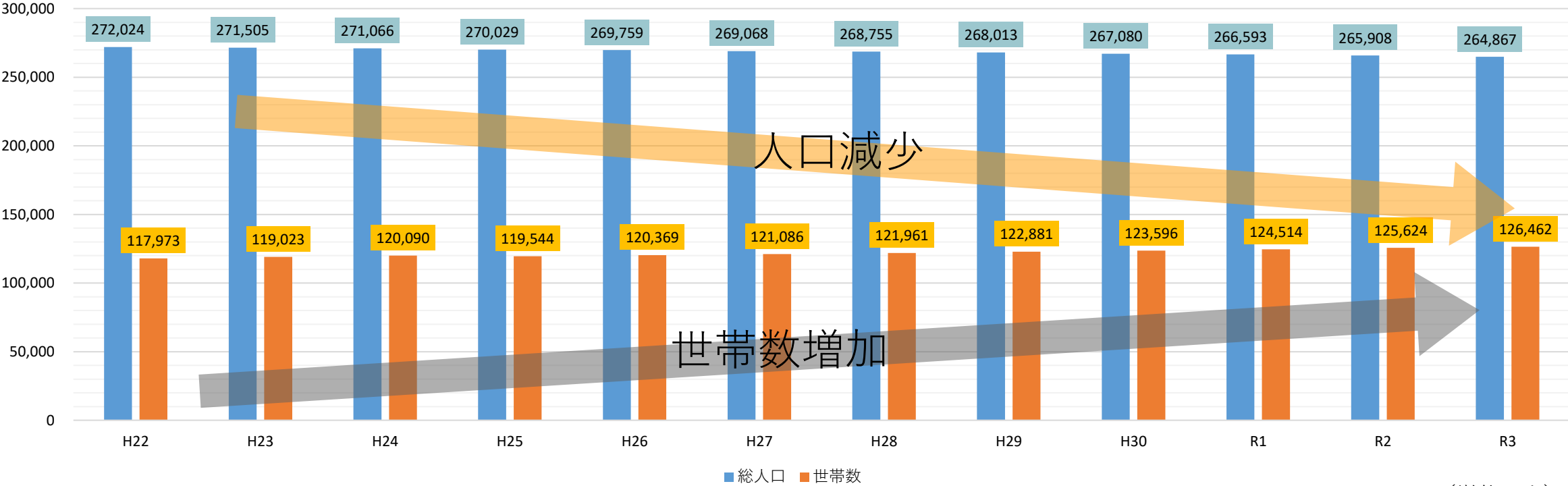
⑥ 市民後見人における現状

⑦ 日常生活自立支援事業 利用料

① 人口・世帯数推移

○本市の総人口・世帯数推移

人口減少⇔世帯増加
一人暮らし世帯が増加の一途



(単位：人)

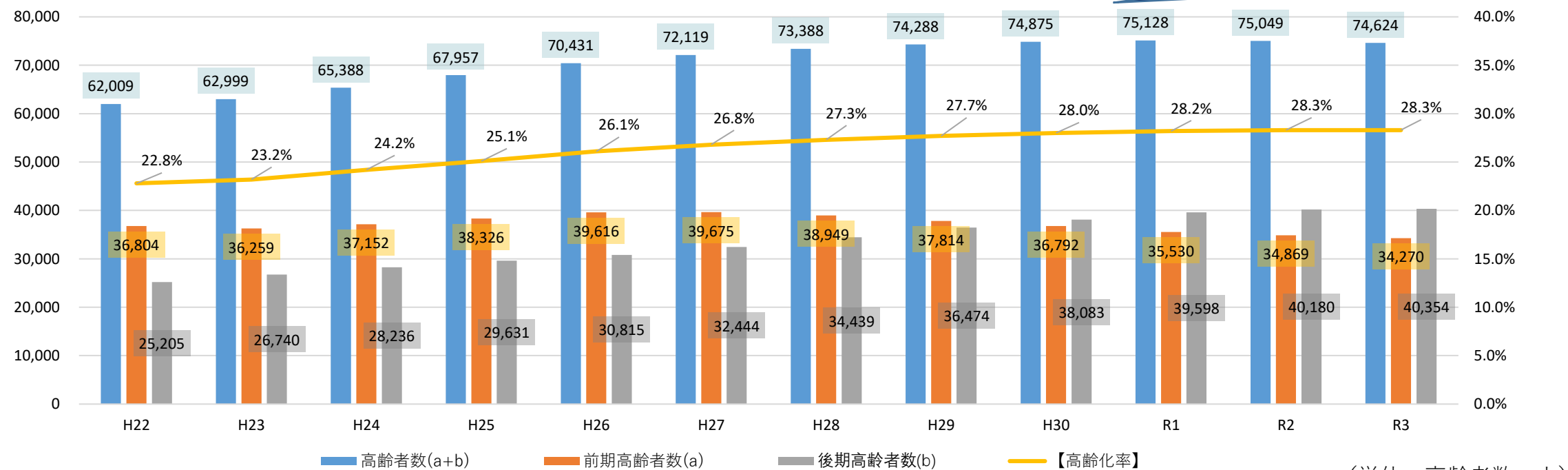
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総人口	272,024	271,505	271,066	270,029	269,759	269,068	268,755	268,013	267,080	266,593	265,908	264,867
世帯数	117,973	119,023	120,090	119,544	120,369	121,086	121,961	122,881	123,596	124,514	125,624	126,462

各年3月末時点

② 高齢者数の推移

○本市の高齢者数と高齢化率推移

H30に後期高齢者数が半数以上に

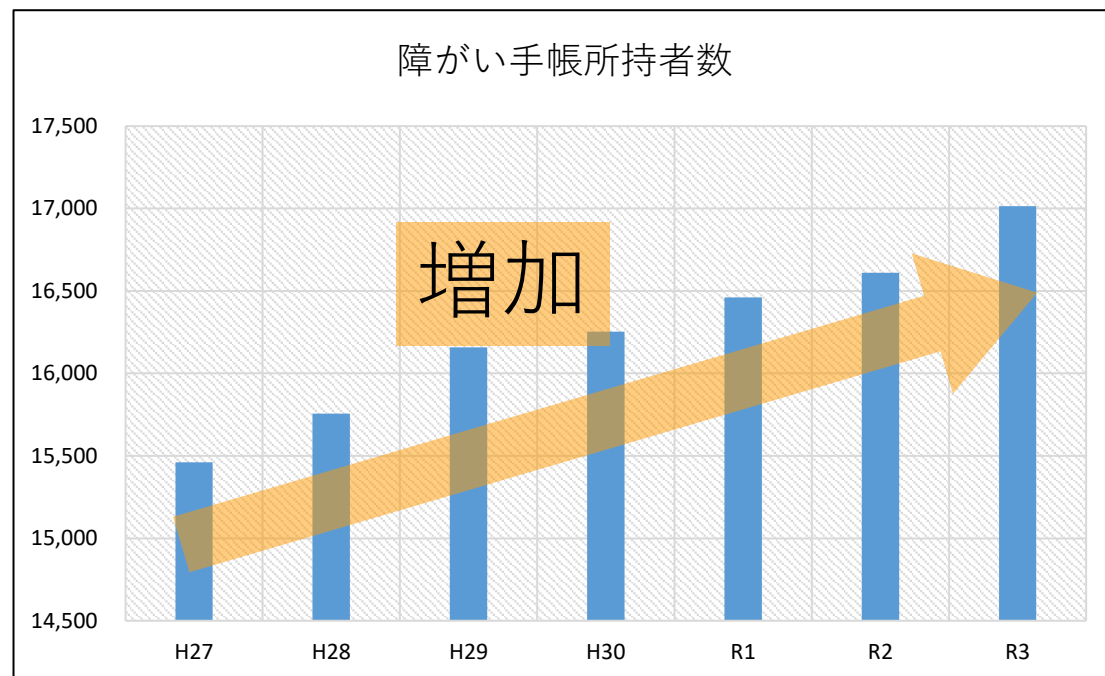


(単位：高齢者数 人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
前期高齢者数(a)	36,804	36,259	37,152	38,326	39,616	39,675	38,949	37,814	36,792	35,530	34,869	34,270
後期高齢者数(b)	25,205	26,740	28,236	29,631	30,815	32,444	34,439	36,474	38,083	39,598	40,180	40,354
高齢者数(a+b)	62,009	62,999	65,388	67,957	70,431	72,119	73,388	74,288	74,875	75,128	75,049	74,624
高齢化率	22.8%	23.2%	24.2%	25.1%	26.1%	26.8%	27.3%	27.7%	28.0%	28.2%	28.3%	28.3%

各年9月末時点

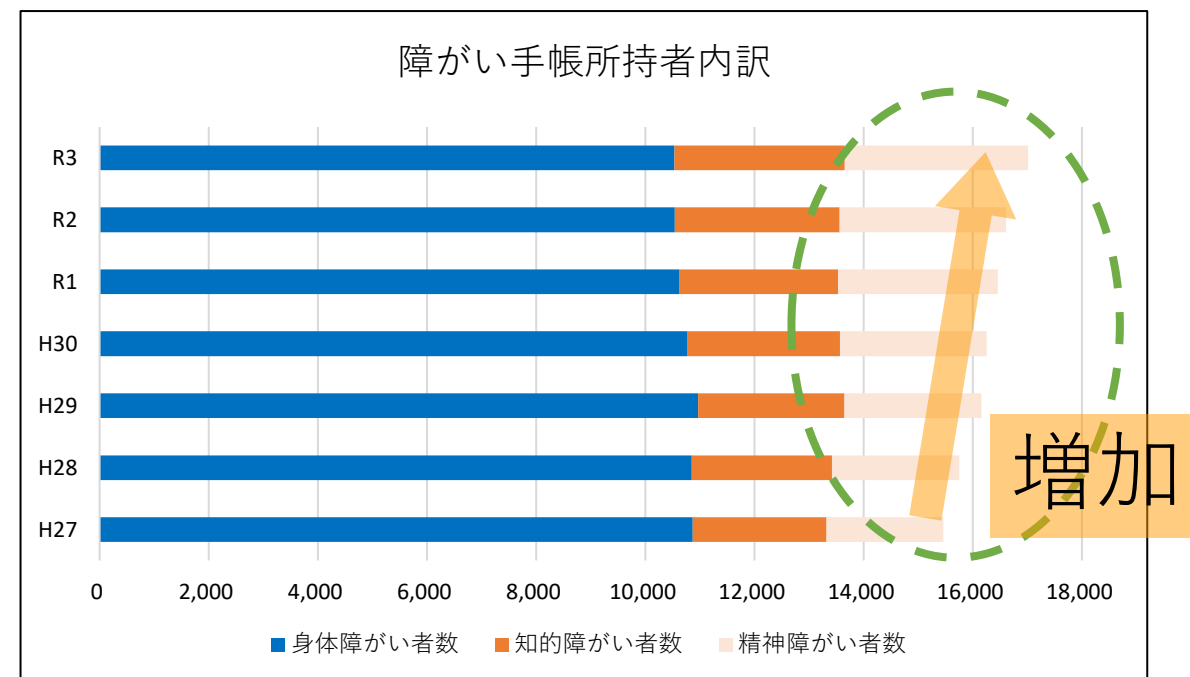
③ 障がい者の現状(手帳所持者の状況)



(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
所持者数	15,462	15,757	16,159	16,253	16,461	16,611	17,015

精神障がい者の数が特に増加

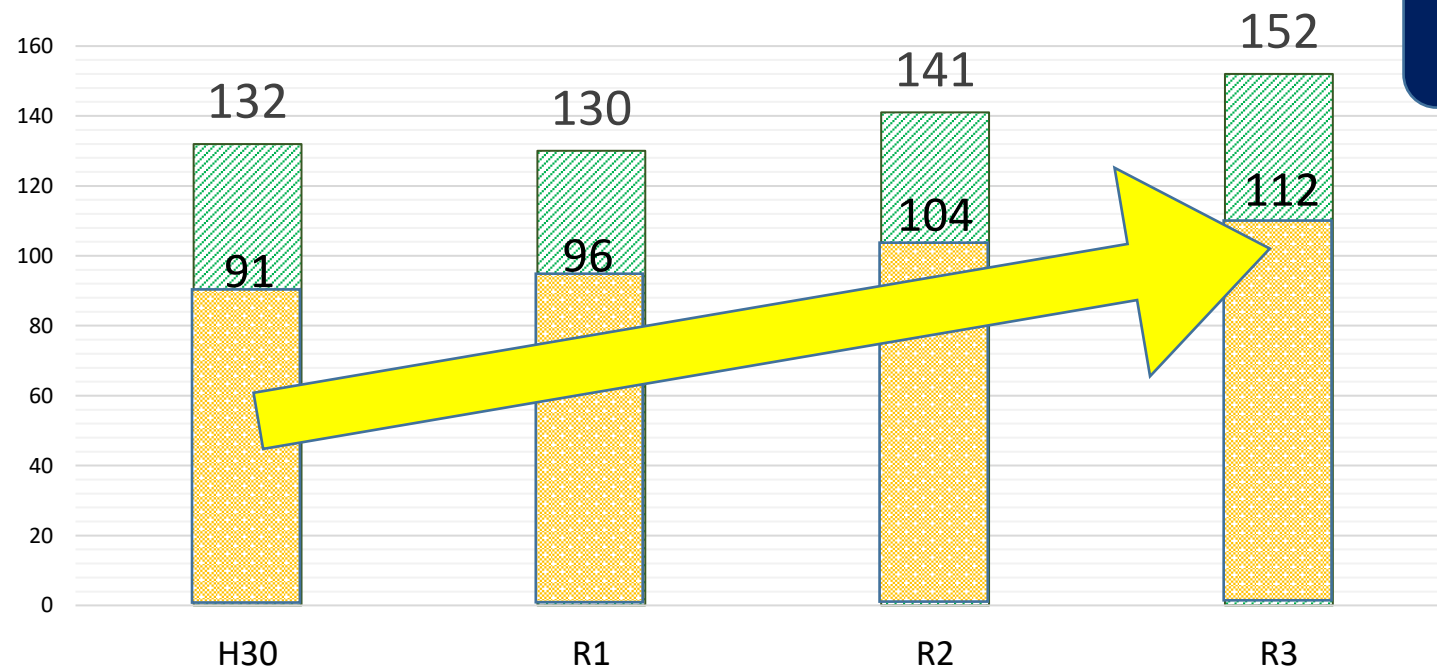


(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
身体障がい者数	10,868	10,852	10,968	10,775	10,628	10,544	10,535
知的障がい者数	2,452	2,567	2,680	2,794	2,906	3,015	3,122
精神障がい者数	2,142	2,338	2,511	2,684	2,927	3,052	3,358

④ 日常生活自立支援事業利用者の推移

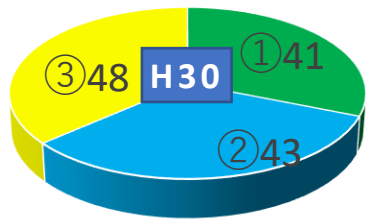
年度別実利用者数



利用者数は増加傾向
⇒後見制度同様、受け皿としての限界に近づいている。

制度利用者
うち生活保護受給者

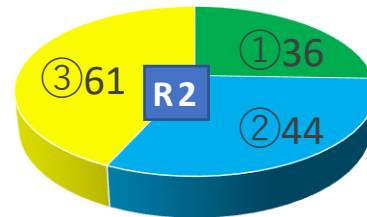
(内訳)



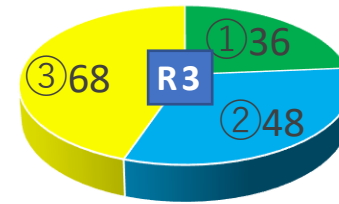
①認知症高齢者



②知的障がい者



③精神障がい



精神障がい者

48

68

精神障がい者が増加傾向
⇒専門的知識を要する
ケースの増加

⑤ 後見制度利用者の推移

申立件数表

八尾市	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見監督人 選任	合計
R3	72	19	7	3	101
R2	54	17	4	0	75
R1	55	12	5	2	74

これまで権利擁護支援に関する
対応策であった後見制度の利用者数
の増加等による受け皿としての限界

大阪府	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見監督人 選任	合計
R3	2,430	776	241	72	3,519
R2	2,379	647	235	66	3,327
R1	2,256	581	196	62	3,095

大阪府、八尾市とも申立件数が増加

専門職後見人が多い状況

成年後見人等と本人との関係別件数表

八尾市	親族関係	弁護士	司法書士	社会福祉士	市民後見人	その他法人	その他個人	合計
R3	10	23	46	7	3	1	1	91
R2	13	18	32	3	1	1	0	68
R1	7	16	36	3	1	6	0	69

大阪府	親族関係	弁護士	司法書士	社会福祉士	市民後見人	その他法人	その他個人	合計
R3	397	662	1677	261	31	200	4	3,302
R2	387	741	1478	207	33	141	6	3,062
R1	422	682	1416	249	34	120	4	2,989

⑥ 市民後見人における現状 1/2

○市民後見人バンク登録者推移

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
八尾市	登録	9	8	5	1	3	9	5	3	43
	移管	1	0	0	0	0	1	0	0	2
	退会	0	0	4	4	4	2	0	0	14

年齢条件（70歳以下）が満たされず、退会となる ⇒ 31名のバンク登録者（R4.4.1現在）

○市民後見人受任件数推移

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
八尾市	受任	0	2	1	3	2	2	3	0	13
	終了	0	1	0	1	1	1	2	0	6

7名の市民後見人が受任中（R4.4.1現在） ⇒ 31名中7名が受任しているが、24名が待機中

⑥ 市民後見人における現状 2/2

○大阪府下の自治体における市民後見人活動数

太字は中核市										(単位：件)
池田市	0	東大阪市	6	大阪狭山市	0	岸和田市	4	阪南市	1	
豊中市	5	八尾市	7	富田林市	0	貝塚市	0	熊取町	0	
茨木市	0	枚方市	3	河内長野市	4	泉佐野市	4	田尻町	0	
高槻市	1	門真市	0	羽曳野市	0	泉南市	4	岬町	1	
合計									40	

令和 4 年 3 月末時点

引用：「令和 3 年度 大阪府社協地域福祉部権利擁護推進室 事業報告」より抜粋

⑦ 日常生活自立支援事業 利用料

●福祉サービス利用援助及び日常の金銭管理サービス利用の場合

階層別基準	1回あたりの利用料	・ 契約締結までは公費補助、締結後の援助は利用者負担。 ・ 金銭のやり取り等、本人に代わって行う手続き毎に発生。 ・ 金融機関の貸金庫等を利用した預かりサービスには、別途利用開始月から当該年度終了までの利用料が発生。
生活保護受給者	0円	
所得税非課税者	1,000円	
前年所得税80,000円以下	1,500円	
前年所得税80,001円以上	2,000円	

●通帳・書類など預かりサービス利用の場合

階層別基準	利用開始月による利用料			
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
生活保護受給者	3,500円	2,625円	1,750円	875円
所得税非課税者	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円
前年所得税80,000円以下	5,000円	3,750円	2,500円	1,250円
前年所得税80,001円以上	6,000円	4,500円	3,000円	1,500円